

保育者の不適切な保育や虐待等の事件をめぐる現状と課題

Current status and issues surrounding incidents of inappropriate childcare and abuse by childcare workers

横山 愛
(Ai YOKOYAMA)

Abstract :

In recent years, inappropriate childcare and abuse by childcare workers at daycare centers have become a social problem. The causes will be examined using examples of incidents that have been reported to society as inappropriate childcare or abuse occurring at daycare centers.

Based on five cases of inappropriate behavior or abuse, etc., we investigated the causes that led to these incidents. We investigated the background behind the incident and identified five problems: (1) standards for the placement of childcare workers, (2) childcare waiting list and shortage of childcare workers, (3) awareness among childcare workers, (4) workplace environment at daycare centers, and (5) managerial awareness.

Problems such as inappropriate childcare and abuse by childcare workers need to be considered as a problem for society as a whole, rather than being viewed as an incident caused by childcare workers.

キーワード：保育 子どもの人権 不適切な保育 保育所 虐待

Keywords : childcare children's rights inadequate childcare nursery schools abuse

はじめに

2023年4月、こども家庭庁が「子どもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策に取り組むための司令塔」として創設された。同時に2023年4月に「こども基本法」が施行された。こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神（差別の禁止・生命、生存および発達に対する権利、児童の意見の尊重、児童の最善の権利）にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

2023年5月「保育所等における虐待等の防止

及び発生時の対応に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が施行された。保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園(以下「保育所等」という)において、保育士・保育教諭等職員(以下「保育者」と呼ぶ)によるこどもへの虐待に対するの対応方法の周知や相談窓口の設置などが行われるようになった。

1. 問題の所在

2022年静岡県裾野市の保育所にて、園児をカッターナイフで脅すなどの不適切な保育の事案が新聞報道やマスコミ等を通じて「不適切な

保育」として取り上げられた。この「不適切な保育」が社会的問題となり、更に多くの「不適切な保育」が新聞報道やマスコミ等を通じて報道されるようになってきている。ガイドラインが施行され、不適切な保育や虐待等に関する問題の定義付けがなされた。不適切な保育は、①子ども一人ひとりの人権を尊重しない関わり②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ③罰を与える・暴力的な関わり④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮が欠ける関わり⑤差別的な関わり等の5点をあげている。またこれらは、今後虐待等へと発展する可能性がありえる行為のため、注視する必要があるものとして、保育者による「虐待」としてガイドラインで取り上げられているものは、①身体的虐待②性的虐待③ネグレクト④心理的虐待の4点である。保育現場での不適切な保育と虐待等の境界線が曖昧なため、不適切な保育として行政機関が調査を行い一度認定されたものでも、後に再調査が行われて虐待等として認定された事件もある。

2. 研究の目的

ガイドラインによって不適切な保育や虐待が明確化された。子どもの人権を守り、安心して過ごすことの出来る保育所等の運営が以前より強く求められている。また、今まで見過ごされてきた保育に対し、保護者や社会から厳しい目で見られている現状もある。保育者が職業倫理を再確認し、子どもにとってより良い保育を行っていくことが必要である。そのために、保育者の「不適切な保育」や「虐待等」が起きている原因を探り、今後問題が起こらないように改善策を検討することを目的とする。

3. 研究方法

実際に2022年11月の静岡県裾野市の虐待報道から2023年8月までに新聞報道やマスコミを通じて、保育者の「不適切な保育」または「虐待」として取り上げられた事件を取り扱うこととする。事件の事例をあげ、保育者の不適切な対応や虐待等に至った原因を追究する。また、原因の解決策を模索していく。

分析方法としては、事例から事件が起こった

内容を精査し、物的・人的要因を探る。

分析の視点として、令和2年度子ども子育て支援推進調査報告事業、不適切な保育に関する対応についての事業報告書別添として出された「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を参照し、事件が起こった背景から保育者の認識や職場環境の問題に焦点を当て、原因と解決策を提示する。

4. 保育現場における不適切な保育及び虐待事件

以下は、保育現場における不適切な保育や虐待事件として実際に起きていることである。不適切な保育及び虐待事件となった実態を注視し、どのような経緯で発覚し、その後の対応をどのように行ったかを記述した。

【事例1】

○2021.2.16朝日新聞 東京都世田谷区／世田谷区ホームページ 区立保育所

匿名での世田谷区に不適切な保育が行われているとの通報によって、調査が行われた。保育者が行った不適切な行為は、当初園児に外傷がないことから「不適切な行為」としていたが、専門家外部の有識者でつくる検討会での見解を踏まえ、『心理的虐待に当たる』との判断となった。該当保育者は、保育所から保育課勤務となっている。

虐待行為として取り上げられた事柄として次の①～⑥があった。①約束を守れなかった子どもをトイレや部屋に閉じ込めたり、外に閉め出したりする。②場面に応じて活動しない子に対して、年下のクラスに連れていく。③話を聞いていない子に対して無理やり自分の方へ顔を向かせる。④子どもに対して「ぶさいく」という。⑤脅迫物（鬼）を使い脅す。⑥食事の際、完食するように厳しい指導を行う。

問題発覚後、世田谷区は、巡回支援相談員の派遣を2020年9月から2021年3月までの間に36回にわたって行っている。また、緊急園長会を開催し、区立保育園園長会による「子どもの人権PT」を立ち上げた。

【事例2】

○2023.2.17 静岡新聞 静岡県浜松市中区和合北の認定こども園

2022年10月の運動会練習時に保育者が園児2名の腕を引っ張った。別の保育者が園児を列に並ばせるため腕を引っ張り引きずった行為が不適切な保育として浜松市から改善警告を受けた。同年11月、髪の毛をつかんだ園児の手を園長が叩いた行為については、不適切な保育と確認された。

同園は、休憩や退職で職場を離れる保育士の代替者がいなく、無資格者に保育を行わせていて、保育士配置基準（有資格者の人数）が満たされていなかった。2023年2月17日夜に保護者向けの説明会を開いた。同年5月、園長は退任している。

【事例3】

○2023.3.23 産経新聞／NHK 香川県琴平町 町立こども園

2021年度、7月と12月に県の児童相談所に匿名での投書があり、調査を実施した。保育者がおんぶひもで園児を椅子に縛り付ける、食事をとらない園児を別なクラスに放置する、園児を押し入れや通用口に閉じ込める、必要以上の力で園児の腕を引っ張る等の行為を不適切な行為と認定した。

琴平町は、問題の原因として、保育者自身の保育に対する認識不足に加え、保育現場の人手不足や職場で相談や意見を言いやすい環境が整っていなかったこと等をあげている。

【事例4】

○2023.5.3 朝日新聞デジタル 徳島県佐那河内村 保育所

2021年5月～7月に5、6回、保育者2名が園児1名に対して「お盆などに子どもした牛乳を再びコップに注ぎなおして飲ませた。同年夏、同園児に別の園児の鼻水を触らせた。2022年1月～3月に約30回、保育者1人が別な園児に対して紙おむつを二重にはかせたという。以上の3事例が不適切な保育として確認された。保護者説明会を行い、村長が再発防止の約束をしている。

村は、いずれも子どもの心身に著しい悪影響を与える被害はなかったとして、「虐待等」とはしなかった。

【事例5】

○2023.9.8 朝日新聞デジタル 三重県桑名市北寺町 認定こども園

2023年3月に保護者が市に相談したことから、特別捜査の実施を行った。結果、2021年2022年を中心に問題事案が発覚した。内容は、番号順に並ばなかった園児の頭をノートでたたいた。園児に4時間にわたり給食を食べさせ、その間にトイレに行けせず失禁させた等、18件を虐待等として確認した。また、おやつを落としてしまった園児に「おやつなし」と言ったり、うんちをおむつにしたことを報告しなかった園児を怒ったり、歌を歌っていない園児に対して「ちゃんと歌っていないからおもちゃで遊ばせん」などの不敵切な保育が34件、確認された。県や市は、虐待が発生した原因として、「園長のマネジメント不足や職員間のコミュニケーションが活発でないなど組織の風通しの悪さ、研修受講の機会の少なさ、若手職員へのノウハウを継承の少なさ、労働環境に余裕がなく、職員の負担が大きい」等をあげている。

5. 考察

事例5件を分析した結果、事件が起こった背景から保育者の認識や職場環境等の問題が5点あげられた。以下、5つの問題点となる事柄について日本の現状を把握した上で、問題解決に取り組むために求められる対応策を記載していく。

1) 保育士の配置基準について

日本では、保育士の配置基準が1948年に設けられ、社会情勢等によって少しずつ改善がなされている。しかし1998年以降変更がされていない。2023年現在、日本の基準は、保育者1人に対し、0歳児の子ども3人、1歳～2歳児の子ども6人、3歳児の子ども20人、4～5歳児の子ども30人となっている。

株式会社シード・プランニング¹⁾ (2019) の諸外国での保育者の配置基準を見ていくと次のような体制で行っていることが分かる。イギリ

スは、保育者1人が見られる子どもの人数は、0～2歳児の子ども3人、3歳児の子ども4人とされている。3歳以上5歳未満の子どもにおいては、保育者のレベルに応じて、8人、13人と異なる。ニュージーランドでは、保育時間によりセッション型（保育時間が合計で1日4時間を超えない）と全日型（保育時間が合計で4時間を超える）がある。保育者1人当たりの配置最低基準は、どちらも2歳児未満は5人、2歳児以上は全日型が6人、セッション型は8人となっている。ドイツでは、16州の州法ごとに、人員配置設置に関する基準が定められているが、州による格差が大きくなっていることを踏まえて、ベルテルスマン財団は、推奨される保育者と子どもの比較として、3歳未満児で1:3、3～6歳児で1:7.5を掲げている。

このように日本の保育者1人が保育をする子どもの人数は、諸外国に比べて多いことが分かる。特に4～5歳児の配置基準は、70年以上も変更されていない。1人の保育者が見る子どもの人数が、多いほど保育者の仕事が煩雑になってしまうのは言うまでもない。保育所の役割として一番重要視されている「子どもの最善の利益」を保証するためにも、保育者の配置基準の検討が必要である。特に子育て安心プラン計画を開始し、保育所の受け皿を増やしているこの6年の間に、全国の保育所等での事故件数推移も大幅な増加傾向にある。2015年は627件だったのに対し、2021年には2347件の報告が内閣府に上がっている。また、2022年度に内閣府が実施した「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について」の結果より、全国で不適切な保育が疑われるとして、自治体が保育施設に事実確認を行った件数2457件、自治体による事実確認の結果不適切な保育の事実確認された件数1361件、自治体による事実確認の結果虐待と確認した事案の件数132件が確認された。この調査は、初の試みだったため、以前と比較することは出来ないが、保育者による「子どもの最善の利益」を考慮した保育でない保育が多数の保育所等で行われていることが確認された。豊田²⁾ (2022)らは、現在の保育士配置基準では人手不足を感じることに、具体的な例として「5歳児25

人の保育だけでなく、日誌や指導案の作成、保育の準備など基本的な事務作業に加え、保護者支援を25人分行っていく負担が大きい事」をインタビュー調査の中で指摘している。

保育士の配置基準の緩和によって、保育者の職場環境の改善とともに、子どもにとってより良い環境作りになると考えられる。

2) 待機児童と保育者不足について

2023年子ども家庭庁の集計結果によると、保育所等利用者の定員は305万人、保育所等を利用する児童数は272万人、待機児童は2680人としている。厚生労働省の資料から待機児童の変動をみると、2013年22,741人、2014年21,371人、2015年23,167人、2017年26,081人だった。2016年には、コミュニティツールを利用し保護者が保育所に入れなかったことを訴える投稿が寄せられ、報道等で大きく取り上げられた。「保育園落ちた日本死ね」がユーキャン新語・流行語大賞のトップテン入りしたことでも話題となった。待機児童問題を解決するため、2017年「子育て安心プラン」の計画を前倒して開始し、保育の受け皿を拡大していった。結果、2017年の待機児童数をピークに、2018年19,895人、2019年16,772人、2020年12,439人、2021年5,634人、2022年2,944人と大幅に減少している。

待機児童解消に向けての保育所の数を増やしていったことによって、急激に保育者が大勢必要になったが、保育者の就職希望者が少なく、保育者の人材不足が現在の大きな課題となっている。2013年4月には、有効求人倍率が0.8倍だったのに対し、2017年4月時点で3倍、2019年1月には、3.86倍となっている。その後も、2020年1月は2.94倍、2021年1月は2.94倍と推移している。川上³⁾ (2017)によると、保育者不足の要因を「賃金が全産業の60%に過ぎず、腰痛や腱鞘炎等の身体障害、うつ病、対人不適応等の精神障害を来たし（中略）研修や休息保障等の労働環境、長時間労働が日常化されている」とし、背景に構造的、制度的な問題があることを指摘している。土田 (2020)らは保育者不足の要因に、保育を必要とする子どもたちの急激な増加、労働賃金の低さをあげている。保育者不足になっている保育所等では、一人ひと

りの仕事量が増え、休憩がとることが難しくなり、保育に追われるようになり、保育者同士のコミュニケーションや時間の確保をすることが難しくなることが想像できる。このような状況が続くことにより、保育者等による不適切行為が増えていくと考えられる。

待機児童解消の問題を短期間で解決した結果、保育士不足が深刻な問題となっている。保育の質の向上のためにも、保育者が保育に追われるのではなく、保育と向き合う時間が取れるような体制づくりを整えていく必要がある。

3) 保育者の意識

お盆等にこぼした牛乳を再びコップに注ぎなおして子どもに飲ませた保育者は、「牛乳が苦手な子が『意図的にこぼせば飲まなくて済む』と考えてはいけなかった」と釈明している。牛乳をこぼした子どもの年齢が発表されていないため、状況の把握が難しいが、考えられる理由として、牛乳をコップで持って飲むのがまだ難しかったのかもしれない。また、イヤイヤ期の行動だったのかもしれない。複数回にわたって子どもがこぼすという行為を行っていることから、子どもの試し行為だったのではないかと推察できる。試し行動とは、わざと周囲の大人たちを困らせるような反応を伺う行為で、愛情確認や自分の行動をどこまで許してもらえるかを知るために行うものである。子どもの年齢や行動から、子どもの発達過程を理解し、どのような援助が必要か等の学びや理解が少ないため、対応が分からず「不適切な行為」となってしまったことが一因と考えられる。

紙おむつを2重にはかせた保育者は、「便が緩い子に対して、外に漏れないよう衛生的な対応をした」と述べている。便が漏れない対策として、おむつ販売会社のホームページでは、正しいサイズのおむつを付けることの大切さとともに、どれだけ気を付けても完全にうんち漏れを防ぐことは出来ないとし、おむつの替えだけでなく、着替えも常に持ち歩くことを推奨している。この保育者の行為についても、おむつを2重にはかせるだけでうんちの漏れが防げるものではなく、外漏れした際に、すぐに対応することが保育者等に求められていることを認識でき

ていない点が指摘される。

別な不適切な保育を行ったとされる保育者は「子ども達とよく遊ぶが自分のことを優先する傾向にあり、子どもの気持ちに寄り添うという意識が薄い、子どもに対して、悪ふざけの対応をして、子どももそれを楽しんでいると思っている。この行為が子どもの権利・人権を侵害しているという意識がない」という同僚の証言があった。小原⁴⁾(1999)らは、「保育者の日常の保育の中で『ふざけっこ』を頻繁に行っており、保育者も子どもも『ふざけっこ』を行いながら、相互の物理的、心理的な距離を縮めたり伸ばしたりして、緊密な関係を構築している」と述べている。保育者と子どものふざけっこは、心の距離を測るのに有意義な行動としている。しかしそれが、悪ふざけとして捉えられる行為となると、子どもの権利・人権を侵害する行為と発展してしまうことを保育者自身が理解していないことが指摘される。同様に証言した同僚が声をかけるか、管理職や周囲の職員から指導や助言等が行われなかったことも要因の一つと考えられる。

保育者は、倫理観、人間性、職員としての責任の理解と自覚を基盤として保育に当たることが求められている。また、保育の内容に関する自己評価等を通じて把握した保育の質の向上に向けた課題に対応し、保育内容の改善や業務内容等に応じて、必要な知識及び技術を身に付けることが求められている。このことを保育者一人ひとりが自覚し、責任ある仕事として取り組むとともに、保育者の責務に対する社会の評価も必要不可欠であると考えられる。

4) 保育所の人間関係

現任保育士の離職防止策や、潜在保育士の就職支援策等に活かすために、2022年に東京都福祉局が保育士有資格者を対象に行った就労や離職状況等の実態調査の結果、保育士を辞めた理由として最も多かった理由は「職場の人間関係(31.5%)」であった。事例の調査を行った行政組織から事件への要因としているものに、職場での意見が言いにくい関係だったこと、職員間のコミュニケーションが活発ではないこと、組織の風通しの悪さ等が挙げられている。

永井⁵⁾(2021)は、保育士同士のコミュニケーションには、「対話的語り合い、対等な関係や尊重し合う関係、同僚性やエンパワメントし合う関係、対話的な組織文化の構造の重要性」を指摘している。人間関係には、様々な要素が存在することが推察できるが、日本の文化的なものとなっている「察する」という力には限界がある。國田⁶⁾(2019)らは、「保育士の多くは職場の人間関係や待遇に不満を感じつつも、自分の保育を高める機会や相談する同僚の存在に支えられ、子どもの成長を糧として仕事を続けていること」を示唆している。つまり、保育者同士の嫌な部分や苦手な部分があったとしても、保育を高める研修や自身の学びとなる同僚や上司がいることや、子どもとともに成長できていると自信を持つことが出来る。また、同僚や上司に認めてもらえる環境であることによって、保育者自身が成長を感じ、仕事の楽しさを知るきっかけとなるのだと考えられる。

佐伯⁷⁾(2007)は、「子どもとのかかわりにおいて見えてきたこと、あるいは自分自身の子どもの関わり自体を、同僚や仲間とともに味わい、他者の見方などを自分なりに取り入れ、保育に活用していくことが、自分自身との育ち合う関係を支えていく」と述べている。利光⁸⁾(2023)は、「保育者の持つ異なる視点やそこからの捉え方が擦り合わせられるようになることによって、現実をより生き活きとしたリアリティに即して多様に考えてみる事が出来るようになり、『保育者共同体』自体が学び合い、育ちあい、発展していく可能性に繋がる」と述べている。

以上のように、保育者がお互いを尊重し合い、子どもの姿を捉え、保育方法を提案しながら、保育を行う事が望ましい。

5) 管理職の認識

保育者等の不適切な保育や虐待等に及んだ原因について、行政は「園長のマネジメント不足」を挙げている事例が複数存在している。また、園長自身が子どもの手をたたく等の行為を行ったと認め、退任している事件もある。園長自身が不適切な保育や虐待等への認識不足であったのではないかと。園長の在り方が、再度検討され

る時期が来たのではないかとされる。

新保⁹⁾(2019)は、保育士の働きやすい保育所の特徴としては、「保育士と園長等経営者間の信頼関があり、保育士間の一体感が熟成されていた」とし、「保育士の負担を減らすために保育士間の分業を推進し、対話の機会を作り出し共通の規範や方針を作り出す仕組み」を園長等が中心となり取り組んでいくことが大切であると述べている。園長のマネジメント力が今、問われている。しかし、それを学ぶ場が少ないことも原因の一因であると考えられる。事件をきっかけに、行政指導等の不適切な保育や虐待等についての研修会が実施されている。研修の機会が増えることで、今求められている保育の在り方を学ぶことが出来るようになる。保育者は、常に学び続けることが求められることを忘れてはいけぬ。

野本¹⁰⁾(2008)は、「保育士が自分の弱さを自覚し、窮地にある保育のゆきづまりを、悩みや不安と共に仲間の保育者に語りかけていくことから、支え合いが生まれている。その時、同じ職場や地域で保育を生業にする保育者が、語られる内容を我がこととして聴き、共感をもって親身に応答しはじめるのである。保育者は、ひとりではない、支えてくれている仲間がいるということに救われる」と述べている。

保育所保育指針¹¹⁾等に職員の資質向上に示されているように、「質の高い保育を展開するため、絶えず、一人ひとりの職員について資質向上及び職員全体の専門性の向上を図ること」が求められている。小蘭江¹²⁾(2017)は、「①幼児教育、保育についての理解が深く、教員の実践についての確かな方向付けができること。②園の運営、保育実践の進むべき方向を見通せていて、教員に対しても説得力のあるリードが出来ること。③中間管理職の力量を的確に掴み園の運営をともにする仲間として強固な信頼関係を作っていくこと。④園の内外で起こっている様々な問題に対して、提携、協力の求め方等が的確に判断でき実行できること。」が管理職に求められると考えている。

管理職としての知識を持ち、保育者を取り巻く社会情勢を踏まえ、専門職等の資質向上に向けて務められる人物を選任することが、保育所

等の健全な組織運営には必要不可欠である。

6. まとめと今後の課題

保育所保育指針において、「子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基本となる」ことが、保育者に求められる専門性である。保育者は日々、保育の在り方を考え、保育の発展に努めなければならない。上野¹³⁾(2019)は、「一人ひとりの子どもと保護者が、『先生に出会ってよかった』と後々も良き思い出として残る関係性を築いていくことがより良い保育の実現に繋がる」と述べている。保育者等の不適切な保育や虐待等として社会的問題になるのではなく、保育者一人一人が良い保育を行い、子どもの最善の利益を考慮できる場所であるために、研修や保育者養成、管理職の育成等様々な問題解決に取り組むための基盤づくりをしていく必要がある。

寺田¹⁴⁾(2021)らは、保育士の高い離職率や資金繰りに問題ある施設で発生しやすいことを指摘し、不適切保育の未然防止に取り組むのであれば、「基礎自治体の適切な行政権限を行使し、保育施設運営業者が適切な職場環境を整えることにより、各園の風通しがよくなり子どもにも保育者にも良い環境に変えることにつながる」と述べている。労働環境の整備は、必要不可欠な問題である。

今回の事例は、不適切な保育や虐待等と新聞報道やマスコミ等で大きく報じられている事件を取り上げた。このような事件によって、各区市町村での相談窓口が設けられる取り組みが行われた。その結果、多くの不適切な保育や虐待等が報告されていることが各区市町村のホームページやマスコミ等の報道機関からの発信により明らかになっている。先行研究時に現場で働く保育者数名から話を聞いたところ、各保育者等で独自に不適切な保育の対策について取り組みを行っていることを知った。今後は、その取り組みと保育者の意識の変化を探っていきたい。

【引用文献】

- 1) 株式会社シード・プランニング(2019)「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会(保育の質に関する基本的な考え方や具体的な捉え方・示し方に関する調査研究事業)報告書」閲覧日2023.9.9 <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000533050.pdf>
- 2) 豊田暁宏・柏女霊峰「保育所保育士の離職防止のための研究—行程価格上の要因とその克服に向けて—」『淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要』第29号, 66-85頁
- 3) 川上輝昭(2017)「保育士不足の要因に関する考察」『名古屋女子大学紀要(人・社)』第63号, 239-250頁
- 4) 小原敏郎・武藤安子・高橋洋代(1999)「157保育活動における「ふざけっこ」に関する研究Ⅰ:保育者と子どもとの間で行われる「ふざけっこ」」『日本保育学会大会研究論文集』第52号, 316-317頁
- 5) 永井久美子(2021)「保育士間の連携・共同に関する教育動向—乳児保育における保育士間のコミュニケーションに焦点を当てて—」『大阪総合保育大学紀要』第16号, 69-78
- 6) 國田祥子・小阪美由美・西菜見子(2019)「保育士の離職意思と職場環境の関係」『中国学園紀要』第18号, 113-122頁
- 7) 佐伯胖・須永美紀・宇田川久美子・三谷大紀・高島景子(2007)「共同—育ち合う保育の中で—」『ミネルヴァ書房』151頁
- 8) 利光奈穂美(2023)「人と関わる力を育むために—保育者の役割や援助の在り方について—」『滋賀文教短期大学紀要』第25号, 45-60頁
- 9) 新保友恵(2019)「保育士が働き続けやすい保育施設の職場環境と組織作りに関する研究—関東地方8保育施設の事例調査から—」『21世紀社会デザイン研究』第18号, 73-91頁
- 10) 野本茂夫(2008)「保育者が保育のゆきづまりを乗り越えるとき」『保育学研究』第46号(2), 189-200頁
- 11) 厚生労働省(2017)「保育所保育指針」改訂版
- 12) 小藪江幸子(2017)「『チーム学校』としての幼稚園保育者集団運営についての一考察—教員の裁量性を重視したチーム幼稚園の実践例を依拠して—」『淑徳大学短期大学部研究紀要』第57号, 1-12頁
- 13) 上野文枝(2019)「保育者による子ども虐待防止及び不適切な保育の防止について—非措置児童等虐待ガイドラインを参考に—」『小田原短期

大学紀要』第49号, 267-276頁

- 14) 寺田清美・和泉徹彦(2021)「不適切保育を防ぐための取り組み—基礎自治体の対応と保育者への啓発—」『東京成徳短期大学紀要』第54号, 29-44頁

【参考文献】

- 15) 大西薫・大西将史(2022)「保育者が捉える子どもへの不適切なかかわりに関する研究—同僚保育者の視点から—」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』第54号, 1-12頁
- 16) 上田耕司・深津まり子・小谷彰吾・柴川敏之・池田明子・ズビャーギナ章子・松本希・鎌田雅史・秋山真理子・荊木まき子(2020)「保育士人材不足に関する給与面からの検討—就業状況の実態調査より—」『就実教育実践研究』第13巻, 37-47項
- 17) 朝日新聞デジタル(2021)「区立保育園の不適切保育を「心理的虐待」と認定 世田谷」閲覧日2023.9.8 <https://www.asahi.com/articles/ASP2H7J10P2HUTIL01Z.html>
- 18) 世田谷区(2022)「令和4年8月 世田谷区 保育施設への支援・指導のあり方検討会検討結果報告書」閲覧日2023.9.8 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/009/d00200348_d/fil/saisyuubanhokokusyo.pdf
- 19) 静岡新聞(2023)「浜松市『園長の人選検討を』こども園不適切保育問題で行政指導」閲覧日2023.9.8 <https://www.at-s.com/news/article/shizuoka/1195873.html>
- 20) NHK(2023)「琴平町 不適切保育 当時の所長や保育士らを訓告などの処分」閲覧日2023.9.9 <https://www3.nhk.or.jp/lnews/takamatsu/20230323/8030015501.html>
- 21) 産経新聞(2023)「食事取らない園児放置、いすに縛り付け…不適切保育で3人処分 香川・琴平」閲覧日2023.9.8 <https://www.sankei.com/article/20230323-VCKOFIT54VNNPEIMPQTUAI67A/>
- 22) 朝日新聞デジタル(2023)「こぼした牛乳を園児に飲ませる 不適切保育で保育士を処分 徳島」閲覧日2023.9.8 <https://www.asahi.com/articles/ASR5Y778BR5XPTLC013.html>
- 23) 朝日新聞デジタル(2023)「給食4時間強要し失禁させる…不適切保育52件のこども園に改善勧告」閲覧日2023.9.9 <https://www.asahi.com/articles/ASR977FFNR97ONFB001.html>
- 24) 厚生労働省(2022)「保育所等の関連状況とり

まとめ」閲覧日2023.9.12 <https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000979606.pdf>

- 25) 厚生労働省(2013)「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取り組み」閲覧日2023.9.12 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000026239.html>
- 26) 厚生労働省(2022)「保育士の現状と主な取組」閲覧日2023.9.8 <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000661531.pdf>
- 27) 日刊スポーツ(2016)「国政関連で唯一「保育園落ちた日本死ね」流行語受賞」閲覧日2023.9.13 <https://web.archive.org/web/20161204120921/https://www.nikkansports.com/general/nikkan/news/1746160.html>
- 28) 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会(2009)「保育の質に関する 全保協の意見」閲覧日:2023.9.12 <https://www.zenhokyo.gr.jp/annai/h21/d-091113.pdf>
- 29) 東京都福祉局(2022)「東京都保育士実態調査結果(報告書)」閲覧日2023.9.15 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shikaku/r4hoikushicho_usa.files/3R4chosakekkanogaiyou.pdf
- 30) 内閣府(2015)「教育・保育施設等における事故報告集計の公表及び事故防止対策について」閲覧日2023.9.8 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/jiko_taisaku.pdf
- 31) 内閣府(2021)「教育・保育施設等における事故報告集計の公表及び事故防止対策について」閲覧日2023.9.8 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/r03-jiko_taisaku.pdf
- 32) 内閣府(2023)「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する調査結果について」閲覧日2023.9.8 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4c c c - b0d5- c e15d7b5018c / de52c20b/20230512_policies_hoiku_4.pdf
- 33) こども家庭庁(2023)「保育所等関連状況とりまとめ」閲覧日2023.9.14 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f699fe5b-bf3d-46b1-8028-c5f450718d1a/7803b525/20230901_policies_hoiku_torimatome_r5_02.pdf
- 34) こども家庭庁(2023)「令和5年4月の待機児童数のポイント」閲覧日2023.9.14 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f699fe5b-bf3d-46b1-

- 8028-c5f450718d1a /8e86768c /20230901_policies_hoiku_torimatome_r5_01.pdf
- 35) ©2023P&G ジャパン合同会社「赤ちゃんのおむつモレ」閲覧日2023.9.20 <https://www.jp.pampers.com/newborn/care/article/prevent-diaper-leaks-and-blowouts>
- 36) 山本睦・坂井敬子(2015)「保育士の研修効果に影響する諸要因の検討」『常葉大学保育学部紀要』第2号, 67-78頁
- 37) こども家庭庁(2023)「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」閲覧日2023.9.8 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf
- 38) 株式会社キャンサーズキャン(2021)「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」『令和2年子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書(別添)』閲覧日2023.9.8 <https://cancerscan.jp/wpcontent/uploads/2021/06/dcd34c7b5f61320be9d95ac0c0751157.pdf>
- 39) 世田谷区(2021)「令和2年10月区立保育園における『子どもの心身に有害な影響を与える行動』に関する検証報告」『令和3年3月世田谷区立保育園における保育のあり方検討会』閲覧日2023.9.9 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/009/d00190625_d/fil/kenshouhoukokusho.pdf
- 40) 厚生労働省(2011)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」
- 41) こども家庭庁・文部科学省(2023)「保育所等における虐待等の不適切な保育者への対応等に関する調査結果について」閲覧日2023.9.10 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/de52c20b/20230512_policies_hoiku_4.pdf
- 42) こども家庭庁(2023)「保育所等関連状況取りまとめ(令和5年4月1日)」閲覧日2023.9.10 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f699fe5b-bf3d-46b1-8028-c5f450718d1a /7803b525/20230901_policies_hoiku_torimatome_r5_02.pdf
- 43) 東京福祉局(2022)「令和4年度東京都保育士実態調査結果(報告書)」閲覧日2023.9.11 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shikaku/r4hoikushichousa.files/0R4houkokusyogaiyou.pdf>
- 44) こども家庭庁(2023)「保育士の有効求人倍率の推移(全国)」閲覧日2023.12.14 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-c e15d7b5018c /317f a7d2/20230401_policies_hoiku_05.pdf